

## 今市町建物火災状況及び被災者対応について

### 1. 建物火災の概要（6月29日（月）17時00分現在）

- (1) 発生時刻 調査中
- (2) 覚知日時 令和8年6月23日（火）19時26分（携帯119番）
- (3) 通報状況 付近の住人からの通報「建物2階から黒煙が噴出している」
- (4) 鎮圧時刻 令和8年6月24日（水）05時45分
- (5) 鎮火時刻 令和8年6月24日（水）19時30分
- (6) 出火場所 出雲市今市町1376番地  
鶏匠の2階住居部分
- (7) 人的被害 なし
- (8) 焼損状況 ①火元建物 木造一部2階建て店舗併用住宅 282.66㎡全焼  
②類焼建物 23棟  
③焼損面積 3,717.88㎡（床面積）  
④用途別焼損程度

用途	店舗	店舗 併用 住宅	住宅	倉庫	アーケード	計
焼損程度						
全 焼	4	6	4	7		21
半 焼	1					1
部分焼					1	1
ぼ や				※ 1		1
計	5	6	4	8	1	24

※飛び火によるトタン屋根の焼損

#### 【解説】

##### ア 全焼

建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

##### イ 半焼

建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

##### ウ 部分焼

建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

##### エ ぼや

建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の10%未満であり、焼損床面積又は焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

⑤焼損区域内の店舗数及びり災世帯数

店 舗 数： 1 2 店 舗

り 災 世 帯： 9 世 帯（り 災 人 員： 1 8 人）

⑥その他 煙 損 害： 4 店 舗（商品など）

消 火 損 害： 1 件（住宅・水損害）

(9) 発生原因及び損害額 調査中

(10) 出動状況 ①消防本部 23 台 90 名

(消防車 8 台、工作車 1 台、梯子車 1 台、救急車 1 台、  
指令車 3 台、その他 9 台)

②消防団 9 台 71 名

(今市分団 2 台、大津分団 2 台、塩冶分団 3 台、古志分団 2 台)

(11) 消火活動

密集地のため、建物が近接し消防隊による有効な消火活動が  
困難であり、道路に面した位置や屋根上からの放水、はしご車の  
梯上放水を実施。

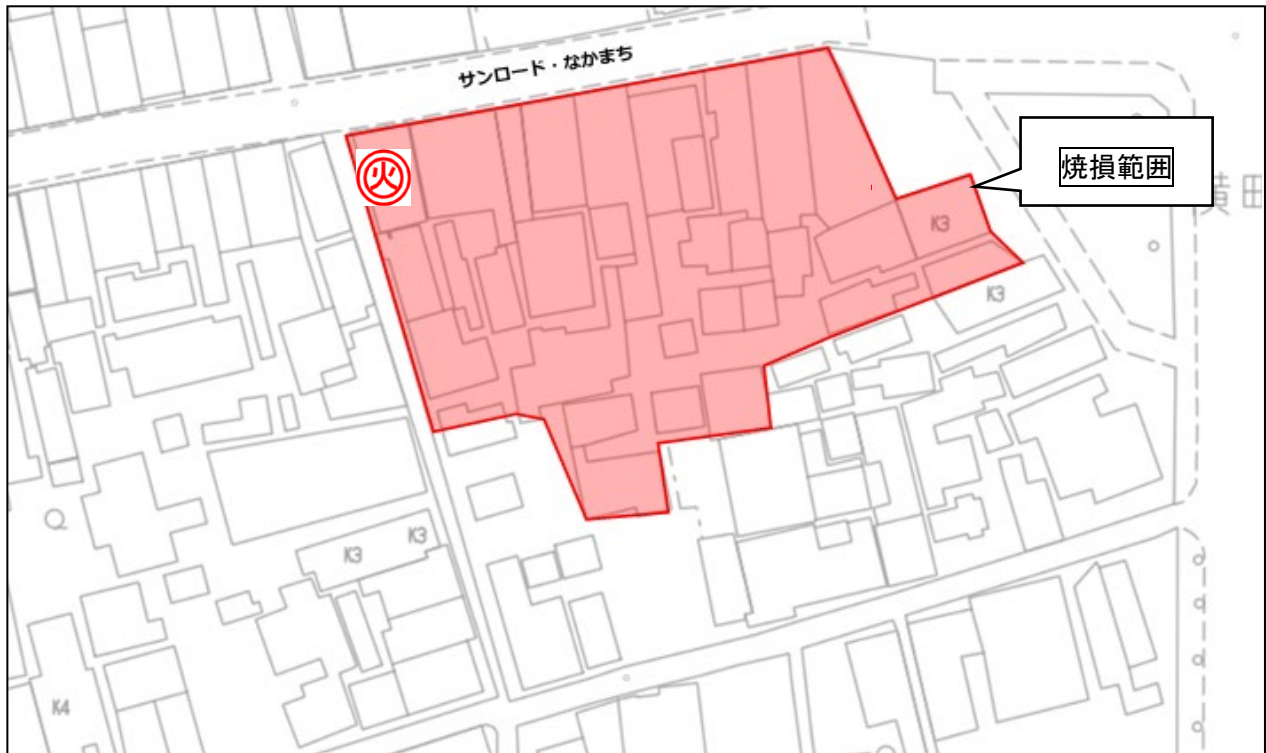
(12) その他

鎮圧後、消火活動中の消防団員(①60歳代男性、②40歳代  
男性)が倒れ救急搬送した。

①の方は軽傷（搬送当日に帰宅）

②の方は中等症（入院後26日に退院）

【現場付近見取図】



## 2. 一時避難所の開設

6月23日（火）22時00分 一時避難所を2か所開設

〔場所〕今市コミュニティセンター、市役所くにびき大ホール

日時	場所	避難者数	
6月24日（水） 0時30分	今市コミュニティセンター	37名	計47名
	くにびき大ホール	10名	
6月24日（水） 8時00分	今市コミュニティセンター	39名	計49名
	くにびき大ホール	10名	
6月24日（水） 12時00分	今市コミュニティセンター	16名	計23名
	くにびき大ホール	7名	

6月24日（水）18時30分 一時避難所を閉鎖

（避難者は親族宅やホテル等へ移動）

## 3. 市災害対策本部会議の開催

第1回 6月24日（水） 17時30分

## 4. 被災者対応

### （1）出雲ホテル連絡協議会による災害キューナンホテルの活用（防災安全課）

6月24日（水）～27日（土） 7世帯13名

### （2）相談案内窓口の設置（総務課）

- ① 開設期間 6月25日（木）～当面の間
- ② 開設時間 8時30分～17時00分
- ③ 相談窓口 総務部総務課
- ④ 相談内容 被災時の手続きや支援策等の紹介（各担当部局への取次ぎ）
- ⑤ 相談件数 36件（6月28日（日）17時現在）

### （3）地元自治会・商店街代表者等との相談会の開催（総務課）

- ① 開催日時 6月26日（金）16時00分～17時15分
- ② 開催場所 市役所本庁市民応接室
- ③ 地元出席者 8名

#### (4) 被災関係者説明・相談会の開催（予定）（総務課）

- ① 開催日時 7月1日（水）10時00分～12時00分
- ② 開催場所 今市コミュニティセンター
- ③ 出席予定者 被災関係者（個人・事業者・その他関係者）、出雲商工会議所、出雲市
- ④ その他 非公開で開催

#### (5) り災証明書の発行（市消防本部）（6月29日（月）12時00分現在） 25件（内訳：焼き損害20件、煙損害4件、消火損害1件）

#### (6) 災害見舞金の支給（福祉推進課）

- ・住家の滅失した世帯 1世帯あたり 10万円
- ・住家の半壊・半焼した世帯 1世帯あたり 5万円

#### (7) 商工支援（商工振興課）

- ① 事業者向け相談窓口の設置  
出雲商工会議所が「今市町で発生した大規模火災相談窓口」を設置  
（6月24日（水）～）
  - ・出雲商工会議所と市が連携し、被災した事業者等に対し聞き取りを実施  
聞き取り件数 51件
- ② 島根県中小企業制度融資「災害復旧資金」の対象とされ、申込受付を開始

#### (8) 市営住宅の提供（建築住宅課）

被災された方を対象に、行政財産の目的外使用許可により市営住宅を提供。

- ① 使用条件等 家賃、敷金、駐車場使用料は全額免除、退去修繕は不要  
水道料金及び下水道使用料は全額免除
- ② 提供期間 6か月（1年間まで延長可能）
- ③ 提供戸数 10戸程度
- ④ 申込み 6月25日（木）受付開始

#### (9) ごみ処理（環境施設課）

- ① 火災ごみの処理手数料免除  
火災により発生したごみを、市のごみ処理施設に搬入する場合、処理手数料を免除。

【必要書類】 減免決定通知書・災害ごみ搬入許可書

※事前に環境施設課へ要申請（り災証明書添付）

② サンロードなかまち周辺の燃えるごみ及び埋立ごみの収集

火災に伴う通行規制により、通常のごみ収集ができない場所が生じたため、サンロードなかまち東西の出入り口付近に臨時のごみ集積場を設置。

また、市職員8名でごみ収集車が通行できない場所のごみを収集し、ごみ収集車が通行できる場所まで持ち出す対応を行った。

【対応日】 6月25日(木)

【収集数】 燃えるごみ51袋 埋立ごみ3袋

③ 火災ごみの撤去処分についての支援を検討中

(10) 市道の通行規制状況(6月26日(金) 15時30分から)

(道路河川管理課)



(11) 上水道施設等(上下水道局)(6月29日(月) 16時30分現在)

① 上水道施設の状況

- ・火災発生後から、水道水の濁り発生等の水質を調査し、異常がないことを確認。
- ・鎮圧後、火災発生現場付近の水道管路を調査し、異常がないことを確認。  
また、被災家屋の状況を確認し、14件の宅内漏水を発見したため直ちに止水。  
※ただし、倒壊等により未確認が6件

② 水道料金・下水道使用料の減免

火災により漏水した水量について水道料金及び下水道使用料を減免。

(12) ボランティアの受入体制（市民活動支援課）

- ① 出雲市総合ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動や救援物資の相談窓口を設置する。
- ② 被災者の困り事(ニーズ)に応じて、ボランティアとのコーディネートを行う。

(13) 災害支援寄附・義援金の受付（①縁結び定住課 ②③福祉推進課）

- ① ふるさと納税による寄附受付サイト（6月25日（木）受付開始）
  - ・ JREMAILふるさと納税 ・ふるなび ・楽天ふるさと納税
  - ・ ふるさとプレミアム
- ② 各種団体・個人からの寄附（随時受付）
- ③ 義援金の受付（7月上旬受付開始）
  - ・ 募金箱の設置（市役所本庁舎1階ほか）等

(14) 火災被災者向け手続きガイドブックによる各種手続きの周知（別添資料）

- ・ マイナンバーカード、資格確認書、各種障がい者手帳、印鑑登録証、福祉医療証、介護保険証、パスポートなどの証書類の再発行
- ・ 国民健康保険料、介護保険料、固定資産税、市県民税、災害ごみ処理手数料などの減免